

香川県民間建築物耐震対策支援事業

香川県土木部建築指導課

県は、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体の安全並びに避難路の機能を確保するため、地震により倒壊した場合において避難路の通行を妨げ、相当多数の人の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の耐震対策を実施する人に補助金を交付する市町に対し補助を行います。

◆県が指定する避難路の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）への支援

県は、法第5条第3項第2号に基づき、香川県地域防災計画に定める緊急輸送路のうちD I D 地区（平成22年国勢調査による人口集中地区）内にある第1次輸送確保路線を、沿道建築物の耐震診断を義務付ける避難路として平成26年4月1日に指定しています。

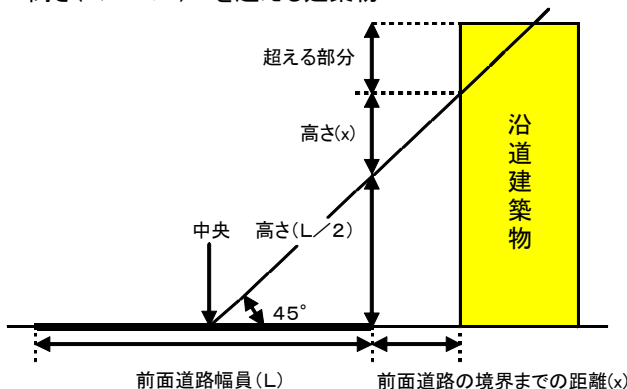
これにより、一定の要件に該当する沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）の所有者は、法第7条第2号に基づき、耐震診断を行い、令和3年3月31日までにその結果を所管行政庁に報告する義務が生じます。耐震診断の結果は、報告期限後に所管行政庁で取りまとめ公表します。

1 補助要件

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、建築基準法の規定に違反していないもの（耐震関係規定以外の同法の違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）
- (2) 倒壊時に道路幅員の1/2を超えて閉塞するおそれのある建築物（下図参照）

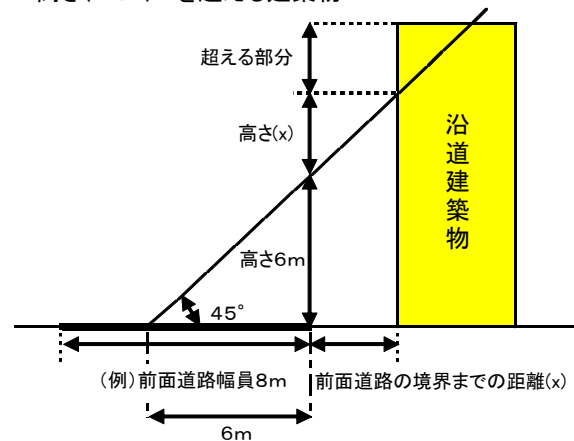
道路幅員 $L > 12m$ の場合

前面道路幅員が12mを超える場合は幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(x)を加えた高さ $(L/2 + x)m$ を超える建築物



道路幅員 $L \leq 12m$ の場合

前面道路幅員が12m以下の場合は6mに前面道路の境界までの距離(x)を加えた高さ $(6 + x)m$ を超える建築物



2 県の支援制度の概要

補助対象事業	補助率	負担割合				補助限度額
		国	県	市町	所有者	
耐震診断	10/10	1/2	1/4	1/4	—	1,000m ² 以内の部分：3,670 円/m ² 1,000m ² 超～2,000m ² 以内の部分：1,570 円/m ² 2,000m ² 超の部分：1,050 円/m ² ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、次に定める額を乗じて得た額の合計に 157 万円を限度として加算することができる。

3 施行日

耐震診断：平成 26 年 4 月 1 日